

民訴では常に 実体法上の権利関係の分析（民法と同じ分析） 訴訟における当事者、請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁等の分析 時系列の分析 ~ を踏まえた、登場人物（原告・被告・裁判所・その他第三者）の利害関係と言いつの分析を行ってください。これが民訴の論述の組み立ての礎になります。

ar [redacted]

※注意
添削を希望される方は、必ず会員IDをご記入ください

1 第1小問(1)について。 これは、問題文をほぼ繰り返してしまっているにとどまっていますので、ここでキーとなる条文を示して、「適法性」という問いに答えたいです。

2 1. 本件では、^{訴訟で} ~~訴訟~~ 一部を棄てる債権の残部を、相殺の抗弁に供して

3 るが、このように抗弁は適法か。 代金 訴訟2に加え

4

5 2. また、訴訟1の訴訟物の範囲が、^{既判力} ~~既判力~~ (14条1項) との矛盾拒絶との関係で

6 問題になるか、どう考えるべきか。試験評定の必要性や実体法上の債権の分割行使

7 を考慮すると一部請求自体は認めるべきであるが、被告の不意防止防止の観点から、

8 一部請求を認める場合は明示を要求すべきである。明示がある限り、訴訟物はその部分に限定

9 れると解する。 内容自体は良いのですが、これが、本問における「相殺の抗弁の適法性」との関係でいかなる意味を持つのかを考えてみましょう。 部と明示して

10 本件では、Xは、Yに対し、訴訟1において代金1000万円のうち600万円の支払を

11 求めた。訴訟物は600万円の部分に限定される。従って、既判力との関係で、

12 本件相殺の抗弁が問題になることはない。 既判力は確定判決に生じる効力ですが、この時点では、確定判決は出ていません。 元は

13 3. もともと、訴訟1の訴訟物たる債権と、本件相殺の抗弁は同一債権たる

14 5. 二重起訴の禁止 (142条) に依るのではないか。 これが、本問のキーとなる条文です。これを冒頭に持ってくる必要があ

15 上記の通り、訴訟1の訴訟物は600万円部分に限定され、本件相殺の抗弁

16 残る400万円部分であるが、~~直接~~ 抗弁は「訴訟を提起」しているわけではなく、~~直接~~

17 二重起訴禁止には解らない。しかし、被告の怠慢の項、訴訟経済、判断の矛盾拒絶とい

18 う同様の趣旨を考えると、これを認めるべきではない。もう少し丁寧に示しましょう。 ここは類推適用の流れそのものですから、「民法と同じ」ように

19 4. しかしながら、上記の通り、直接的に既判力に抵触するわけではなく、弊害はあ

20 まい間接的なから、権利が^{濫用} ~~濫用~~ されている等、特段の事情があれば相殺の担保

21 的機能・簡易決済機能を重視して抗弁の提出を認めるべきだと考える。本件

22 ではXが権利を濫用しているという事情はないので、相殺の抗弁の提出は適法で

ある。 まさに判例はこの相殺の担保的機能を重視します。中身を確認しておきましょう。

第2小問(2)について.

1. ~~訴訟~~一部請求をした訴訟1では、請求部分の5%に一部である500万円以内の限度で一部認容判決が下されている。この5%に一部請求訴訟で一部認容判決が確定した場合、後訴で残部を争うことは可能 ~~な~~。 これも、キーとなる条文が出ていません。

2. 確かに、上記の通り、一部請求訴訟の訴訟物は明示した部分に限定されるので、残部を争うことで既判力に抵触することは ~~ない~~。 既判力は、114条と115条の条文の要件充足性が求められます。

3. しかし、当事者の合理的意思からすれば、一部認容判決が下された以上残部は存在しないと考えるのが自然である。実際、残部についても当然前訴で審理済みであると これが当事者の言い分ですよね。

考えられるし、これは前訴の蒸し返してあると言え。さらに、被告に二重の応酬を強いることに 存する 訴訟経済に反すると ~~いう~~ 問題もある。

4. 従って、前訴で残部の審理が尽くされて ない 限り、これを後訴で争うことは信義則(2条)に反する ~~と言~~ べきである。

5 本件においては、残部400万円部分の審理が 尽く されて ~~ない~~ という事情はないので、
XにFる。 2条に反し不適法ということですね。

以上

民訴は抽象的概念が多く、この段階で全てを理解することは不可能ですが、1ページ目冒頭に書いたような視点を持てれば、あとは、条文や基本概念の要件充足性が問題となっていないにすぎません。
つまり、他の民事系と同じような答案の構造になります。
この辺りを今後の自習の中で意識していきましょう。